

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
港湾施設の設計等に関する技術支援業務  令和5年4月7日 ～ 令和6年3月15日  建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 杉野浩茂 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和5年4月7日	(一財)沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2 新橋エス・ワイビル5階	2010005018571	会計法第29条の3第4項  本業務は、北陸地方整備局で実施する港湾施設の設計等に関する技術的課題に対し、技術的検討及び支援を行うものである。また、本業務の検討結果について、課題に精通した有識者等による検討会を設置し、その運営や審議結果を踏まえた検討結果への反映及びとりまとめを行うものである。 本業務の実施にあたっては、自動係留装置及び洋上風力発電基地港湾に関する技術的検討項目について整理し、課題の検討を行い、課題への対策等をとりまとめるため、港湾技術に関する豊富な経験と高度な技術力を要することから、簡易公募プロポーザル方式による選定を行った。 一般財団法人沿岸技術研究センターは、技術提案書及びヒアリングによる総合評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定したものである。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、一般財団法人沿岸技術研究センターと随意契約するものである。	64,988,000	63,690,000	98.00%	—	
北陸管内港湾を活用した物流機能強化方策検討業務  令和5年5月12日 ～ 令和6年3月18日  建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 杉野浩茂 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和5年5月12日	(一財)みなの総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10	8010405009702	会計法第29条の3第4項  本業務は、国内外の経済・社会情勢の変化に伴う物流への影響や農林水産物・食品の輸出拡大に向けた動向を踏まえ、港湾物流の方策検討、大規模な災害発生時における北陸港湾での内外貨代替利用の検討及び北陸地域国際物流戦略チーム広域バックアップ専門部会並びに幹事会の運営を行うものである。 具体には、2024年から運輸業界において労働時間の上限規制が導入されることに伴う物流への影響などについての物流方策検討、並びに代替輸送訓練の実施を踏まえ、災害発生時における内外貨代替利用の検討を行うものである。 以上より、本業務を実施するにあたっては、物流等に関する高度な知識と豊富な経験を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 一般財団法人みなの総合研究財団は、技術提案書及びヒアリングによる評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、一般財団法人みなの総合研究財団と随意契約するものである。	31,823,000	31,779,000	99.86%	—	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
<p>港湾施設等の持続的な維持管理に係る技術情報提供業務</p> <p>令和5年8月10日 ～ 令和6年2月22日</p> <p>建設コンサルタント等</p>	<p>支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1</p>	令和5年8月10日	<p>(一財)沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2 新橋エス・ワイビル5階</p>	2010005018571	<p>会計法第29条の3第4項</p> <p>本業務は、北陸管内の港湾等管理者、北陸地方整備局職員及び港湾施設を所有する民間企業等に対し、港湾施設及び海岸保全施設(港湾海岸)の維持管理業務に必要な技術情報の提供を行うものである。</p> <p>本業務の実施にあたっては、港湾施設及び海岸保全施設(港湾海岸)の維持管理計画の策定から点検診断(性能判定)、維持管理計画の見直し、維持補修の実施、に至る一連のプロセスに精通している必要があり、供用期間延長に係る定期点検診断の検討に関して高度な知識や専門的な知見を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。</p> <p>一般財団法人沿岸技術研究センターは、技術提案書、及びヒアリングによる総合評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項の規定により、一般財団法人沿岸技術研究センターと随意契約するものである。</p>	11,297,000	11,220,000	99.32%	—	
<p>北陸地域港湾の事業継続計画における実効性向上検討業務</p> <p>令和5年8月28日 ～ 令和6年2月29日</p> <p>建設コンサルタント等</p>	<p>支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1</p>	令和5年8月28日	<p>(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル</p>	7010405000967	<p>会計法第29条の3第4項</p> <p>本業務は、管内の大規模災害発生時において、北陸地域港湾が連携し継続的な物流機能を確保するために策定した「北陸地域港湾の事業継続計画」について、実効性を高めるための検討を行うものである。また、本業務の検討結果について議論する協議会を開催し、その運営、説明資料の作成、議事録や結果の対応に関する取りまとめを行うものである。</p> <p>本業務の実施にあたっては、「北陸地域港湾の事業継続計画」の実効性を高めるために実施する情報伝達訓練について、訓練目的及び訓練内容を検討し訓練実施計画を作成するといった専門的な知識を有すること、また、訓練実施計画に基づき訓練を行い、訓練結果から事業継続計画の実効性向上に向けた課題を整理し対応策を検討し、「北陸地域港湾の事業継続計画」の改訂案の作成や事業継続計画に関する理解促進を図るための取組みの実施など、高度な技術を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。</p> <p>公益社団法人日本港湾協会は、技術提案書及びヒアリングによる総合評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。</p>	16,401,000	16,390,000	99.93%	—	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
金沢港・七尾港被災施設復旧検討業務  令和6年2月1日 ～ 令和6年8月30日 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年3月15日	(株)日本港湾コンサルタント 北陸事務所 新潟県新潟市中央区東大通 2丁目5番8号	1010701012473	会計法第29条の3第4項  本業務は、被災箇所の早期復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる株式会社日本港湾コンサルタント 北陸事務所は、一般社団法人港湾空港技術コンサルタント協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下、「協定書」という。)に基づき、資機材等情報の報告を受け、対応可能な会員として特定したものである。 特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期復旧の目的が達成できると判断し、協定書第5条第1項により、契約の相手方としたものである。	67,144,000	67,100,000	99.93%	—	
七尾港被災施設復旧検討業務(その1)  令和6年2月1日 ～ 令和6年8月30日 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年3月15日	(株)日本港湾コンサルタント 北陸事務所 新潟県新潟市中央区東大通 2丁目5番8号	1010701012473	会計法第29条の3第4項  本業務は、被災箇所の早期復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる株式会社日本港湾コンサルタント 北陸事務所は、一般社団法人港湾空港技術コンサルタント協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下、「協定書」という。)に基づき、資機材等情報の報告を受け、対応可能な会員として特定したものである。 特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期復旧の目的が達成できると判断し、協定書第5条第1項により、契約の相手方としたものである。	38,984,000	38,940,000	99.88%	—	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
七尾港被災施設復旧検討業務(その2)  令和6年2月1日 ～ 令和6年8月30日  建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年3月15日	(株)ニュージェック 北陸支店 新潟県新潟市中央区 樋口二丁目10番地1	2120001086883	会計法第29条の3第4項  本業務は、被災箇所の早期復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる株式会社ニュージェック北陸支店は、一般社団法人港湾空港技術コンサルタント協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下、「協定書」という。))に基づき、資機材等情報の報告を受け、対応可能な会員として特定したものである。 特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期復旧の目的が達成できると判断し、協定書第5条第1項により、契約の相手方としたものである。	75,031,000	75,020,000	99.98%	—	
七尾港被災施設復旧検討業務(その3)  令和6年2月1日 ～ 令和6年8月30日  建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年3月15日	バシフィックコンサルタンツ(株) 北陸支社 新潟県新潟市中央区天神1-1	3040001057322	会計法第29条の3第4項  本業務は、被災箇所の早期復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。 契約の相手方となるバシフィックコンサルタンツ株式会社 北陸支店は、一般社団法人港湾空港技術コンサルタント協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下、「協定書」という。))に基づき、資機材等情報の報告を受け、対応可能な会員として特定したものである。 特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期復旧の目的が達成できると判断し、協定書第5条第1項により、契約の相手方としたものである。	39,798,000	39,787,000	99.97%	—	

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
輪島港被災施設復旧検討業務(その1)  令和6年2月1日 ～ 令和6年8月30日  建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年3月15日	(株)日本港湾コンサルタント 北陸事務所 新潟県新潟市中央区東大通 2丁目5番8号	1010701012473	会計法第29条の3第4項  本業務は、被災箇所の早期復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び千済令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。契約の相手方となる株式会社日本港湾コンサルタント北陸事務所は、一般社団法人港湾空港技術コンサルタント協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下、「協定書」という。)に基づき、資機材等情報の報告を受け、対応可能な会員として特定したものである。特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期復旧の目的が達成できると判断し、協定書第5条第1項により、契約の相手方としたものである。	17,776,000	17,710,000	99.62%	—	
輪島港被災施設復旧検討業務(その2)  令和6年2月1日 ～ 令和6年8月30日  建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年3月15日	(株)エコー 北陸事務所 新潟県新潟市中央区 東大通2-1-20	2010501016723	会計法第29条の3第4項  本業務は、被災箇所の早期復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び千済令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。契約の相手方となる株式会社エコー北陸事務所は、一般社団法人港湾空港技術コンサルタント協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下、「協定書」という。)に基づき、資機材等情報の報告を受け、対応可能な会員として特定したものである。特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期復旧の目的が達成できると判断し、協定書第5条第1項により、契約の相手方としたものである。	41,019,000	41,008,000	99.97%	—	

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
飯田港被災施設復旧検討業務(その1)  令和6年2月1日 ～ 令和6年8月30日  建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年3月15日	(株)日本港湾コンサルタント 北陸事務所 新潟県新潟市中央区東大通 2丁目5番8号	1010701012473	会計法第29条の3第4項  本業務は、被災箇所の早期復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる株式会社日本港湾コンサルタント北陸事務所は、一般社団法人港湾空港技術コンサルタント協会(以下「協会」という。)の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下、「協定書」という。))に基づき、資機材等情報の報告を受け、対応可能な会員として特定したものである。 特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期復旧の目的が達成できると判断し、協定書第5条第1項により、契約の相手方としたものである。	40,392,000	40,370,000	99.94%	—	
飯田港被災施設復旧検討業務(その2)  令和6年2月1日 ～ 令和6年8月30日  建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年3月15日	(株)日本港湾コンサルタント 北陸事務所 新潟県新潟市中央区東大通 2丁目5番8号	1010701012473	会計法第29条の3第4項  本業務は、被災箇所の早期復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる株式会社日本港湾コンサルタント北陸事務所は、一般社団法人港湾空港技術コンサルタント協会(以下「協会」という。)の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下、「協定書」という。))に基づき、資機材等情報の報告を受け、対応可能な会員として特定したものである。 特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期復旧の目的が達成できると判断し、協定書第5条第1項により、契約の相手方としたものである。	23,914,000	23,870,000	99.81%	—	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
飯田港海岸被災施設復旧検討業務  令和6年2月1日 ～ 令和6年8月30日  建設コンサルタント等	支出席行担当 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年3月15日	(株)日本港湾コンサルタント 北陸事務所 新潟県新潟市中央区東大通 2丁目5番8号	1010701012473	会計法第29条の3第4項  本業務は、被災箇所の早期復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び千円未満第102条の4第3号により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる株式会社日本港湾コンサルタント北陸事務所は、一般社団法人港湾空港技術コンサルタント協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下、「協定書」という。)に基づき、資機材等情報の報告を受け、対応可能な会員として特定したものである。 特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期復旧の目的が達成できると判断し、協定書第5条第1項により、契約の相手方としたものである。	26,895,000	26,840,000	99.79%	—	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
<p>小木港被災施設復旧検討業務</p> <p>令和6年2月1日 ～ 令和6年8月30日</p> <p>建設コンサルタント等</p>	<p>支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1</p>	令和6年3月15日	<p>(株)日本港湾コンサルタント 北陸事務所 新潟県新潟市中央区東大通 2丁目5番8号</p>	1010701012473	<p>会計法第29条の3第4項</p> <p>本業務は、被災箇所の早期復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。契約の相手方となる株式会社日本港湾コンサルタント北陸事務所は、一般社団法人港湾空港技術コンサルタント協会北陸事務所は、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下、「協定書」という。)に基づき、資機材等情報の報告を受け、対応可能な会員として特定したものである。特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期復旧の目的が達成できると判断し、協定書第5条第1項により、契約の相手方としたものである。</p>	30,591,000	30,580,000	99.96%	—	
<p>穴水港被災施設復旧検討業務</p> <p>令和6年2月1日 ～ 令和6年8月30日</p> <p>建設コンサルタント等</p>	<p>支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1</p>	令和6年3月15日	<p>日本工営(株) 新潟支店 新潟県新潟市中央区 出来島1-11-28</p>	2010001016851	<p>会計法第29条の3第4項</p> <p>本業務は、被災箇所の早期復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。契約の相手方となる日本工営株式会社 新潟支店は、一般社団法人港湾空港技術コンサルタント協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下、「協定書」という。)に基づき、資機材等情報の報告を受け、対応可能な会員として特定したものである。特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期復旧の目的が達成できると判断し、協定書第5条第1項により、契約の相手方としたものである。</p>	26,664,000	26,620,000	99.83%	—	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
宇出津港被災施設復旧検討業務  令和6年2月1日 ～ 令和6年8月30日  建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年3月15日	(株)日本港湾コンサルタント 北陸事務所 新潟県新潟市中央区東大通 2丁目5番8号	1010701012473	会計法第29条の3第4項  本業務は、被災箇所の早期復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び千円未満第102条の4第3号により、契約を締結するものである。契約の相手方となる株式会社日本港湾コンサルタント北陸事務所は、一般社団法人港湾空港技術コンサルタント協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下、「協定書」という。)に基づき、資機材等情報の報告を受け、対応可能な会員として特定したものである。特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期復旧の目的が達成できると判断し、協定書第5条第1項により、契約の相手方としたものである。	24,442,000	24,420,000	99.90%	—	
和倉港・和倉港海岸被災施設復旧検討業務  令和6年2月1日 ～ 令和6年8月30日  建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年3月15日	(株)エコー 北陸事務所 新潟県新潟市中央区 東大通2-1-20	2010501016723	会計法第29条の3第4項  本業務は、被災箇所の早期復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び千円未満第102条の4第3号により、契約を締結するものである。契約の相手方となる株式会社エコー北陸事務所は、一般社団法人港湾空港技術コンサルタント協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下、「協定書」という。)に基づき、資機材等情報の報告を受け、対応可能な会員として特定したものである。特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期復旧の目的が達成できると判断し、協定書第5条第1項により、契約の相手方としたものである。	29,843,000	29,832,000	99.96%	—	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
能登半島地震に伴う測量及び解析・図化業務(その1)  令和6年1月4日 ～ 令和6年3月26日 測量・調査	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年3月19日	いであ(株) 北陸支店 新潟県新潟市中央区 東大通2-5-1	7010901005494	会計法第29条の3第4項  本業務は、被災箇所の早期復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。契約の相手方となるいであ株式会社 北陸支店は、一般社団法人海洋調査協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下、「協定書」という。)に基づき、資機材等情報の報告を受け、対応可能な会員として特定したものである。 特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期復旧の目的が達成できると判断し、協定書第5条1項により、契約の相手方としたものである。	42,449,000	42,251,000	99.53%	—	
能登半島地震に伴う測量及び解析・図化業務(その2)  令和6年1月4日 ～ 令和6年3月26日 測量・調査	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年3月19日	(株)パスコ 新潟支店 新潟市中央区万代4丁目4番27号	5013201004656	会計法第29条の3第4項  本業務は、被災箇所の早期復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。契約の相手方となる株式会社パスコ 新潟支店は、一般社団法人海洋調査協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下、「協定書」という。)に基づき、資機材等情報の報告を受け、対応可能な会員として特定したものである。 特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期復旧の目的が達成できると判断し、協定書第5条1項により、契約の相手方としたものである。	32,736,000	31,900,000	97.44%	—	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
能登半島地震に伴う測量及び解析・図化業務(その3)  令和6年1月17日 ～ 令和6年3月26日 測量・調査	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年3月19日	(株)北日本ジオグラフィ 石川県金沢市浅野本町2-2-5	1220001002212	会計法第29条の3第4項  本業務は、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震に伴い、石川県内各港の早期復旧を目的として、石川県内各港の測量作業及び取得した測量データの解析・図化を行うものである。 2) 随意契約に付する理由 本業務は、被災箇所の早期復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる株式会社北日本ジオグラフィは、一般社団法人海洋調査協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下、「協定書」という。)に基づき、資機材等情報の報告を受け、対応可能な会員として特定したものである。 特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期復旧の目的が達成できると判断し、協定書第5条1項により、契約の相手方としたものである。	6,677,000	6,468,000	96.86%	—	
七尾港空洞化調査  令和6年1月4日 ～ 令和6年3月22日 測量・調査	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年3月19日	いであ(株) 北陸支店 新潟県新潟市中央区 東大通2-5-1	7010901005494	会計法第29条の3第4項  本業務は、被災箇所の早期復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。 契約の相手方とならない株式会社北陸支店は、一般社団法人海洋調査協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下、「協定書」という。)に基づき、資機材等情報の報告を受け、対応可能な会員として特定したものである。 特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期復旧の目的が達成できると判断し、協定書第5条1項により、契約の相手方としたものである。	5,071,000	5,049,000	99.56%	—	

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
輪島港(河井地区)マリンタウン岸壁(-7.5m)緊急復旧工事(その2)  令和6年1月31日 ~ 令和6年3月22日  港湾土木工事	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年3月19日	東洋・本間・若築特定建設工事共同企業体 金沢市畝田東3丁目87番地	9120001077496	会計法第29条の3第4項  本工事は、被災箇所の早期応急復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる東洋・本間・若築特定建設工事共同企業体を構成する、東洋建設株式会社、株式会社本間組、若築建設株式会社の3企業は、一般社団法人日本埋立浚渫協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下、「協定書」という。))に基づき、対応可能な会員の企業体として報告を受けたものである。 共同企業体を契約相手方にするにあたっては、迅速な施工体制確保・精通した施工実績・労務宿舍等の確保の困難性を理由に対応可能な唯一の者として協会から報告された者であり、早期応急復旧の目的が達成できる唯一の協会員と判断し、協定書第5条第1項により、契約の相手方と特定したものである。	195,646,000	194,469,000	99.39%	—	
輪島港泊地緊急復旧工事  令和6年2月13日 ~ 令和6年6月28日  港湾等しゅんせつ工事	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年3月19日	五洋・東亜・東洋特定建設工事共同企業体 新潟市中央区東大通1丁目2番25号	1010001000006	会計法第29条の3第4項  本工事は、被災箇所の早期応急復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる五洋・東亜・東洋特定建設工事共同企業体を構成する、五洋建設株式会社、東亜建設工業株式会社、東洋建設株式会社の3企業は、一般社団法人日本埋立浚渫協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下、「協定書」という。))に基づき、対応可能な会員の企業体として報告を受けたものである。 共同企業体を契約相手方にするにあたっては、迅速な体制確保・特殊な機械施工実績・労務宿舍等の確保の困難性を理由に対応可能な唯一の者として協会から報告された者であり、早期応急復旧の目的が達成できる唯一の協会員と判断し、協定書第5条第1項により、契約の相手方と特定したものである。	267,377,000	265,793,000	99.40%	—	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
飯田港航路泊地及び岸壁(-4.5m)緊急復旧工事  令和6年1月6日 ～ 令和6年3月22日 港湾土木工事	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年3月19日	東洋建設(株) 北陸支店 金沢市畝田東3丁目87番地	9120001077496	会計法第29条の3第4項  本工事は、被災箇所の早期応急復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる東洋建設株式会社 北陸支店は、一般社団法人日本埋立浚渫協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下、「協定書」という。)に基づき、対応可能な会員として特定したものである。 特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期応急復旧の目的が達成できると判断し、協定書第5条第1項により、契約の相手方としたものである。	60,566,000	60,500,000	99.89%	—	
飯田港泊地緊急復旧工事  令和6年2月13日 ～ 令和6年5月28日 港湾土木工事	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年3月19日	五洋建設(株) 北陸支店 新潟市中央区東大通1丁目2番25号	1010001000006	会計法第29条の3第4項  本工事は、被災箇所の早期応急復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる五洋建設株式会社 北陸支店は、一般社団法人日本埋立浚渫協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下、「協定書」という。)に基づき、対応可能な会員として特定したものである。 特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期応急復旧の目的が達成できると判断し、協定書第5条第1項により、契約の相手方としたものである。	118,459,000	118,448,000	99.99%	—	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
七尾港(大田地区)岸壁(-13m)緊急復旧工事  令和6年1月4日 ～ 令和6年3月22日 港湾土木工事	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年3月19日	東洋建設(株) 北陸支店 金沢市畷田東3丁目87番地	9120001077496	会計法第29条の3第4項  本工事は、被災箇所の早期応急復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる東洋建設株式会社 北陸支店は、一般社団法人日本埋立浚渫協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下、「協定書」という。))に基づき、対応可能な会員として特定したものである。 特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期応急復旧の目的が達成できると判断し、協定書第5条第1項により、契約の相手方としたものである。	7,964,000	7,931,000	99.58%	—	
和倉港・和倉港海岸 護岸緊急復旧工事  令和6年1月31日 ～ 令和6年6月28日 港湾土木工事	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年3月19日	東亜建設工業(株) 北陸支店 新潟市中央区天神1丁目17番1号	3011101055078	会計法第29条の3第4項  本工事は、被災箇所の早期応急復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる東亜建設工業株式会社 北陸支店は、一般社団法人日本埋立浚渫協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下、「協定書」という。))に基づき、対応可能な会員として特定したものである。 特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期応急復旧の目的が達成できると判断し、協定書第5条第1項により、契約の相手方としたものである。	128,623,000	112,420,000	87.40%	—	

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
小木港岸壁(-5m)緊急復旧工事  令和6年2月8日 ～ 令和6年3月22日  港湾土木工事	支出席担任担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年3月19日	(株)本間組 新潟市中央区西湊町通三ノ町3300番地3	6110001005155	会計法第29条の3第4項  本工事は、被災箇所の早期応急復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる株式会社本間組は、一般社団法人日本理立液添協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下、「協定書」という。)に基づき、対応可能な会員として特定したものである。 特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期応急復旧の目的が達成できると判断し、協定書第5条第1項により、契約の相手方としたものである。	13,167,000	12,760,000	96.90%	—	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
宇出津港物揚場(-4m)緊急復旧工事  令和6年2月8日 ～ 令和6年3月22日 港湾土木工事	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年3月19日	若築建設(株) 北陸支店 新潟市中央区東大通1丁目2番23号	6290801012011	会計法第29条の3第4項  本工事は、被災箇所の早期応急復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる若築建設株式会社 北陸支店は、一般社団法人日本埋立浚渫協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下、「協定書」という。))に基づき、対応可能な会員として特定したものである。 特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期応急復旧の目的が達成できると判断し、協定書第5条第1項により、契約の相手方としたものである。	13,453,000	13,299,000	98.85%	—	
金沢港(南地区)御供田1号岸壁応急復旧検討業務  令和6年1月12日 ～ 令和6年3月29日 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年3月26日	(株)日本港湾コンサルタント 北陸事務所 新潟県新潟市中央区東大通2丁目5番8号	1010701012473	会計法第29条の3第4項  本業務は、被災箇所の早期復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる株式会社日本港湾コンサルタント 北陸事務所は、一般社団法人港湾空港技術コンサルタント協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下、「協定書」という。))に基づき、資機材等情報の報告を受け、対応可能な会員として特定したものである。 特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期復旧の目的が達成できると判断し、協定書第5条第1項により、契約の相手方としたものである。	12,804,000	12,760,000	99.65%	—	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
七尾港(矢田新地区)矢田新さん橋(第一西)応急復旧検討業務  令和6年1月12日 ～ 令和6年3月29日  建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年3月26日	(株)ニュージェック 北陸支店 新潟県新潟市中央区 樋口二丁目10番地1	2120001086883	会計法第29条の3第4項  本業務は、被災箇所の早期復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる株式会社ニュージェック北陸支店は、一般社団法人港湾空港技術コンサルタント協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下、「協定書」という。))に基づき、資機材等情報の報告を受け、対応可能な会員として特定したものである。 特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期復旧の目的が達成できると判断し、協定書第5条第1項により、契約の相手方としたものである。	12,199,000	12,100,000	99.18%	—	
飯田港(飯田地区)岸壁(-4.5m)応急復旧検討業務  令和6年1月12日 ～ 令和6年3月29日  建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年3月26日	(株)日本港湾コンサルタント 北陸事務所 新潟県新潟市中央区東大通 2丁目5番8号	1010701012473	会計法第29条の3第4項  本業務は、被災箇所の早期復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる株式会社日本港湾コンサルタント 北陸事務所は、一般社団法人港湾空港技術コンサルタント協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(以下、「協定書」という。))に基づき、資機材等情報の報告を受け、対応可能な会員として特定したものである。 特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期復旧の目的が達成できると判断し、協定書第5条第1項により、契約の相手方としたものである。	4,576,000	4,510,000	98.55%	—	